

地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において「大企業」とは、日本国内で本店の法人登記を行っている者であり、かつ、地域企業経営人材確保支援事業開始時点から機構人材リスト登録申込時点までの間のうち、機構の定める時点における資本金が10億円以上である法人又は常時使用する従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する「解雇の予告を必要とする者」をいう。以下同じ。）の数が2,000人を超える法人をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この規程において「雇用契約等」とは、雇用契約又は委任契約（役員に委任に係るものに限る。）をいう。</p> <p>4 この規程において「請負契約等」とは、請負契約又は委任契約（業務委託に係るものに限る。）をいう。</p> <p>5 この規程において「出向契約」とは、企業と雇用契約等を締結している者が他の企業において就業するに当たり、当該企業とその他の企業との間で締結される雇用者等の労働条件等に関する契約をいう。</p> <p>6 この規程において「給付対象企業」とは、給付金の給付を受けようとする者（日本国内で本店の法人登記を行って</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において「大企業」とは、日本国内で本店の法人登記を行っている者であり、かつ、地域企業経営人材確保支援事業開始時点から機構人材リスト登録申込時点までの間のうち、機構の定める時点における資本金<del>の額又は出資の総額</del><u>の額又は出資の総額</u>が10億円以上である法人又は常時使用する従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する「解雇の予告を必要とする者」をいう。以下同じ。）の数が2,000人を超える法人をいう。<u>ただし、国又は地方公共団体の出資又は出えんがその法人の資本金又は出資等の総額の大部分を占める法人については、除くものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 この規程において「雇用契約等」とは、雇用契約又は委任契約（役員に委任に係るものに限る。）をいい、<u>「雇用契約書等」とは、雇用契約書又は委任契約書（役員に委任に係るものに限る。）その他の雇用契約等の存在を確認できる文書をいう。</u></p> <p>4 この規程において「請負契約等」とは、請負契約又は委任契約（業務委託に係るものに限る。）をいい、<u>「請負契約書等」とは、請負契約書又は委任契約書（業務委託に係るものに限る。）その他の請負契約等の存在を確認できる文書をいう。</u></p> <p>5 この規程において「出向契約」とは、企業と雇用契約等を締結している者が他の企業において就業するに当たり、当該企業とその他の企業との間で締結される雇用者等の労働条件等に関する契約をいい、<u>「出向契約書等」とは、出向契約書その他の出向契約の存在を確認できる文書をいう。</u></p> <p>6 この規程において「給付対象企業」とは、給付金の給付を受けようとする者（日本国内で本店の法人登記を行って</p>

いる者に限る。)で、第5条の給付申請時の資本金の額又は出資の総額が10億円未満、かつ、常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人である事業者、又はその他機構が適当と認める者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、除くものとする。

一～九 (略)

十 特別の法律により設立される法人、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、特別の法律により設立される民間法人 及び第三セクター (地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人 (公益社団法人及び公益財団法人を含む。) 並びに会社法法人をいう。)。

十一 (略)

十二 その他機構が第2条の給付の目的等に照らして給付金の給付が適当でないと認める者 (グループ企業間での転籍など、給付金の趣旨・目的に照らして適当でない事由が認められる場合、人材紹介の過程で不当な行為が認められる場合又は労働関係法令違反者である場合等)。

7～10 (略)

11 この規程において「給与」とは、業務で果たした役割及び成果など、労働の提供に対する対価として事業主から定期的、かつ、確定額で支払われるもの等として機構が認めるものであって、当該額が雇用契約書又は出向契約書に明記されているものをいう。

12 (略)

13 この規程において「報酬」とは、請負契約等に基づく

いる者に限る。)で、第5条の給付申請時の資本金の額又は出資の総額が10億円未満、かつ、常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人 (資本金又は出資のない法人については、常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人) である事業者、又はその他機構が適当と認める者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、除くものとする。

一～九 (略)

十 特別の法律により設立される法人、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、特別の法律により設立される民間法人、その他国又は地方公共団体が出資又は出えんを行っている法人。

十一 (略)

十二 その他機構が第2条の給付の目的等に照らして給付金の給付が適当でないと認める者 (グループ企業間での転籍など、給付金の趣旨・目的に照らして適当でない事由が認められる場合、人材紹介の過程で不当な行為が認められる場合又は 給付金の対象となる雇用契約等、請負契約等又は出向契約に定める就業の開始日から起算して過去1年以内に労働関係法令に違反した者である場合等)。

7～10 (略)

11 この規程において「給与」とは、業務で果たした役割及び成果など、労働の提供に対する対価として事業主から定期的、かつ、確定額で支払われるもの等として機構が認めるものであって、当該額が雇用契約書等 (委任契約書 (従業員の委任に係るものに限る。)) を除く。 又は出向契約書等に明記されているものをいう。

12 (略)

13 この規程において「報酬」とは、請負契約等に基づく

適正な成果物の納品又は労働の提供に対する対価として支払われるものであって請負契約書又は委任契約書（業務委託に係るものに限る。）に明記されているものをいう。

14～18（略）

（機構人材リストへの登録）

第4条 機構人材リストへ登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一（略）

二 令和3年2月25日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日まで大企業との間で雇用契約等を締結していた者（当該雇用契約等を締結していた者と同様である者として機構が特に認めた者を含む。）で、かつ、登録時において当該雇用契約等が終了した日から2年が経過しない者。

2（略）

（給付申請）

第5条 給付対象企業は、第二章、第三章、第四章又は第五章の給付金の給付を受けようとするときは、次の各号のいずれかに該当する条件を満たした後に、機構に対し、別に定める給付申請書により給付金の申請を行わなければならない。

一 第二章の給付金については、機構人材リスト登録者と雇用契約等を締結し、雇用者等の給付対象企業における雇用期間等が開始した後

二 第三章の給付金については、機構人材リスト登録者と雇用契約等を締結し、雇用者等の給付対象企業における雇用期間等が開始した後

適正な成果物の納品又は労働の提供に対する対価として支払われるものであって請負契約書等に明記されているものをいう。

14～18（略）

（機構人材リストへの登録）

第4条 機構人材リストへ登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一（略）

二 令和3年2月25日から令和7年2月14日までの間のいずれかの日まで大企業との間で雇用契約等を締結していた者（当該雇用契約等を締結していた者と同様である者として機構が特に認めた者を含む。）で、かつ、登録時において当該雇用契約等が終了した日から2年が経過しない者。

2（略）

（給付申請）

第5条 給付対象企業は、第二章、第三章、第四章又は第五章の給付金の給付を受けようとするときは、次の各号のいずれかに該当する条件を満たした後に、機構に対し、別に定める給付申請書により給付金の申請を行わなければならない。

また、特定金融機関は、給付対象企業に経営人材が採用されたことを確認する書類（以下「人材確認書」という。）を機構に提出するものとする。

一 第二章の給付金については、機構人材リスト登録者と雇用契約等を締結した後

二 第三章の給付金については、機構人材リスト登録者と雇用契約等を締結した後

三～四（略）

2 前項の給付金の申請は、次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、各号に掲げる書類について、給付対象企業が提出できないことに相当な理由があると機構が認めた場合は、この限りでない。

一～三（略）

四 給付対象企業が給付金の申請を行うこと 及び 給付金の申請に係る個人情報を提供することについて、雇用者等、受託者等又は出向者が同意した旨の本人署名の同意書

五（略）

（新設）

六 その他各章において個別に定める書類

七 その他機構が必要と認めるもの

3 第1項の申請は、令和3年9月1日から 令和6年3月31日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合はその前日）までの間に行うこと。

（新設）

（新設）

（新設）

三～四（略）

2 前項の給付金の申請は、次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、各号に掲げる書類について、給付対象企業が提出できないことに相当な理由があると機構が認めた場合は、この限りでない。

一～三（略）

四 給付対象企業が給付金の申請を行うこと、給付金の申請に係る個人情報を提供すること 及び特定金融機関が人材確認書を機構に提出することについて、雇用者等、受託者等又は出向者が同意した旨の本人署名の同意書

五（略）

六 特定金融機関による機構への人材確認書の提出に同意することを誓約する書類

七 各章において個別に定める書類

八 その他機構が必要と認めるもの

3 第1項の申請は、令和3年9月1日から 令和7年2月14日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合はその前日）までの間に行うこと。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、令和7年1月1日から同年2月14日までの間に申請を行うものとする。

一 第二章の給付金については、給付対象企業が雇用者等と令和7年1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始する雇用契約等を令和3年2月25日から令和7年2月14日までの間に締結したとき

二 第三章の給付金については、給付対象企業が雇用者等と令和7年1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始する雇用契約等を令和3年2月25日から令和7年2月14日までの間に締結したとき

三 第五章の給付金については、給付対象企業が大企業と令和7年1月1日から同年3月31日までの間に雇用期

(実績報告)

第9条 給付金の給付を受けた給付対象企業（以下「対象企業」という。）による実績報告については、次の各号によるものとし、別に定める実績報告書とともに、特定金融機関に対し行うこととする。

一～三（略）

2～5（略）

(給付要件)

第13条 給付要件については、次の各号によるものとする。

一（略）

二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和6年3月31日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和6年3月31日までの間に雇用期間等が開始する無期雇用契約若しくは1年以上の有期雇用契約を締結又は役員として1年以上の委任契約を締結すること

三～五（略）

(給付申請に必要となる書類)

第14条 本章における第5条第2項第6号に規定するその他各章において個別に定める書類は、以下の各号に掲げる書類とする。

一 雇用者等への給与等が記載された給付対象企業と雇用者等が締結した雇用契約書又は委任契約書（役員の委任

間等が開始し、かつ、出向者が給付対象企業において就業する出向契約を令和3年2月25日から令和7年2月14日までの間に締結したとき

(実績報告)

第9条 給付金の給付を受けた給付対象企業（以下「対象企業」という。）による実績報告については、次の各号によるものとし、別に定める実績報告書とともに、特定金融機関に対し行うこととする。ただし、対象企業が各号に定める期日までに実績報告を行えないことに相当な理由があると機構が認めた場合は、この限りでない。

一～三（略）

2～5（略）

(給付要件)

第13条 給付要件については、次の各号によるものとする。

一（略）

二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和7年2月14日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和7年3月31日までの間に雇用期間等が開始する無期雇用契約若しくは1年以上の有期雇用契約を締結又は役員として1年以上の委任契約を締結すること

三～五（略）

(給付申請に必要となる書類)

第14条 本章における第5条第2項第7号に規定する各章において個別に定める書類は、以下の各号に掲げる書類とする。

一 雇用者等への給与等が記載された給付対象企業と雇用者等が締結した雇用契約書等の写し

に係るものに限る。)の写し

- 二 雇用者等が大企業と雇用契約等を締結している者であること又は大企業との雇用契約等が終了した雇用者等について当該雇用契約等を締結していたこと及び当該雇用契約等が終了した日を当該大企業が証明する書類

三～六（略）

(新設)

(給付要件)

第19条 給付要件については、次の各号によるものとする。

一（略）

- 二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和6年3月31日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和6年3月31日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の有期雇用契約を締結又は役員として3ヵ月以上の委任契約を締結すること。

三～四（略）

五 給付対象企業の雇用者等が大企業との間の雇用契約等を継続していること。

(給付申請に必要となる書類)

第20条 本章における第5条第2項第6号に規定するその他各章において個別に定める書類は、以下の各号に掲げる書類とする。

- 一 雇用者等への給与等が記載された給付対象企業と雇用者等が締結した雇用契約書又は委任契約書（役員への委任に係るものに限る。）の写し
- 二 雇用者等が大企業と雇用契約等を締結している者であることを当該大企業が証明する書類

- 二 雇用者等が勤務していた大企業との雇用契約等が終了した日を確認できる書類（当該大企業又は公的機関が発行したものに限る。）

三～六（略）

2 第5条第3項ただし書きにより申請を行う場合には、前項第4号に掲げる書類の写しは、雇用期間等が開始した後、速やかに提出しなければならない。

(給付要件)

第19条 給付要件については、次の各号によるものとする。

一（略）

- 二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和7年2月14日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和7年3月31日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の有期雇用契約を締結又は役員として3ヵ月以上の委任契約を締結すること。

三～四（略）

(削除)

(給付申請に必要となる書類)

第20条 本章における第5条第2項第7号に規定する各章において個別に定める書類は、以下の各号に掲げる書類とする。

- 一 雇用者等への給与等が記載された給付対象企業と雇用者等が締結した雇用契約書等の写し
- 二 雇用者等が雇用期間等を開始した日において、給付対象企業以外の企業と雇用契約等を締結している者である

三～五（略）

（新設）

（給付金の返還）

第21条 対象企業は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金に相当する額を機構に全額返還しなければならない。

一（略）

ア（略）

イ 雇用者等が対象企業又は大企業を退職した場合。ただし、大企業を退職した後、期間を空けずに第二章の雇用契約等を当該対象企業との間で締結する場合は、この限りでない。

二 雇用期間等又は2年のいずれか短い期間の雇用者等への給与等の支払額が雇用契約書又は委任契約書（役員の委任に係るものに限る。）に明記された金額を下回ることとなった場合。

三～五（略）

（給付要件）

第25条 給付要件については、次の各号によるものとする。

一（略）

二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和6年3月31日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和6年3月31日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の請負契約等を締結し、かつ、契約が適正に履行されたことを検査又は確認し、報酬

ことを確認できる書類（給付対象企業以外の当該企業又は公的機関が発行したものに限る。）

三～五（略）

2 第5条第3項ただし書きにより申請を行う場合には、前項第4号に掲げる書類は、雇用期間等が開始した後、速やかに提出しなければならない。

（給付金の返還）

第21条 対象企業は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金に相当する額を機構に全額返還しなければならない。

一（略）

ア（略）

イ 雇用者等が対象企業を退職した場合。

二 雇用期間等又は2年のいずれか短い期間の雇用者等への給与等の支払額が雇用契約書等に明記された金額を下回ることとなった場合。

三～五（略）

（給付要件）

第25条 給付要件については、次の各号によるものとする。

一（略）

二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和7年2月14日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和7年2月14日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の請負契約等を締結し、かつ、契約が適正に履行されたことを検査又は確認し、報酬

の金額を確定し支払うこと。

三（略）

四 給付対象企業の受託者等が大企業との間の雇用契約等を継続していること。

（給付申請に必要なとなる書類）

第26条 本章における第5条第2項第6号に規定するその他各章において個別に定める書類は、以下の各号に掲げる書類とする。

一 受託者等への報酬が記載された給付対象企業と受託者等が締結した請負契約書又は委任契約書（業務委託に係るものに限る。）の写し

二 受託者等が大企業と雇用契約等を締結している者であることを当該大企業が証明する書類

三～四 （略）

（給付要件）

第31条 給付要件については、次の各号によるものとする。

一（略）

二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和6年3月31日までの間に大企業との間で、令和3年2月25日から令和6年3月31日までの間に  
出向者の雇用期間等が開始する3ヵ月以上の出向契約を締結すること。

三～五（略）

（給付申請に必要なとなる書類）

第32条 本章における第5条第2項第6号に規定するその他各章において個別に定める書類は、以下の各号に掲げる書類とする。

一 出向者への出向者給与等又は大企業への給付対象企業負担金が記載された給付対象企業と大企業との間で締結

の金額を確定し支払うこと。

三（略）

（削除）

（給付申請に必要なとなる書類）

第26条 本章における第5条第2項第7号に規定するその他各章において個別に定める書類は、以下の各号に掲げる書類とする。

一 受託者等への報酬が記載された給付対象企業と受託者等が締結した請負契約書等の写し

（削除）

二～三 （略）

（給付要件）

第31条 給付要件については、次の各号によるものとする。

一（略）

二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和7年2月14日までの間に大企業との間で、令和3年2月25日から令和7年3月31日までの間に  
出向者の雇用期間等が開始する3ヵ月以上の出向契約を締結すること。

三～五（略）

（給付申請に必要なとなる書類）

第32条 本章における第5条第2項第7号に規定する各章において個別に定める書類は、以下の各号に掲げる書類とする。

一 出向者への出向者給与等又は大企業への給付対象企業負担金が記載された給付対象企業と大企業との間で締結



<p>した出向契約書の写し</p> <p>二 出向者が大企業と雇用契約等を締結している者であることを<u>当該大企業が証明する</u>書類</p> <p>三～五（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（給付金の返還）</p> <p>第33条 対象企業は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金に相当する額を機構に全額返還しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 雇用期間等若しくは2年のいずれか短い期間の出向者への出向者給与等又は大企業への給付対象企業負担金の支払額が出向契約書に明記された金額を下回ることとなった場合。</p> <p>三～五（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>した出向契約書<u>等</u>の写し</p> <p>二 出向者が大企業と雇用契約等を締結している者であることを<u>確認できる</u>書類（<u>当該大企業又は公的機関が発行したものに限る。</u>）</p> <p>三～五（略）</p> <p><u>2 第5条第3項ただし書きにより申請を行う場合には、前項第4号に掲げる書類は、雇用期間等が開始した後、速やかに提出しなければならない。</u></p> <p>（給付金の返還）</p> <p>第33条 対象企業は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金に相当する額を機構に全額返還しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 雇用期間等若しくは2年のいずれか短い期間の出向者への出向者給与等又は大企業への給付対象企業負担金の支払額が出向契約書<u>等</u>に明記された金額を下回ることとなった場合。</p> <p>三～五（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程の改正は、令和6年2月20日から施行する。ただし、改正後の第5条第1項後段、同条第2項第4号及び第6号の規定は、令和6年4月1日以降に機構が受け付けた給付申請から適用する。</u></p>
--	--